

砺波市耐震改修促進計画



令和8年4月

砺波市

目 次

第 1 章 計画の目的と位置づけ	----- 1
1 計画の目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 計画策定の背景	
5 想定される地震の規模・被害の状況	
第 2 章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	----- 15
1 住宅の耐震化の現状と目標	
2 建築物の耐震化の現状と目標	
第 3 章 住宅・建築物等の耐震化の促進を図るための施策	----- 21
1 耐震化等の取組み基本方針	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援	
3 大地震に備えた住宅・建築物に関する事前対策の推進	
4 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等	
第 4 章 啓発及び知識の普及に関する事項	----- 33
1 相談体制の充実	
2 啓発及び知識の普及	

第1章 計画の目的と位置づけ

1 計画の目的

本計画は、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月）が導入される以前の建築物の耐震化を図り、目標と施策等を定め、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することにより、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、市民の生命や財産を守ることを目的とします。

目的達成のため、耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に促進するための基本的な枠組みを定め、富山県と連携をとりながら実施するものとします。

なお、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」に基づく国の基本方針においては、住宅の耐震化率について、令和12年度（2030年度）に95%、令和17年度（2035年度）におおむね解消を目標としており、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率については、令和12年度（2030年度）におおむね解消を目標としています。

また、「富山県耐震改修促進計画」においては、住宅の耐震化率について、令和17年度（2035年度）に95%、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率については、令和17年度（2035年度）に89%、多数の者が利用する建築物の耐震化率については、令和17年度（2035年度）に96%を目標としています。

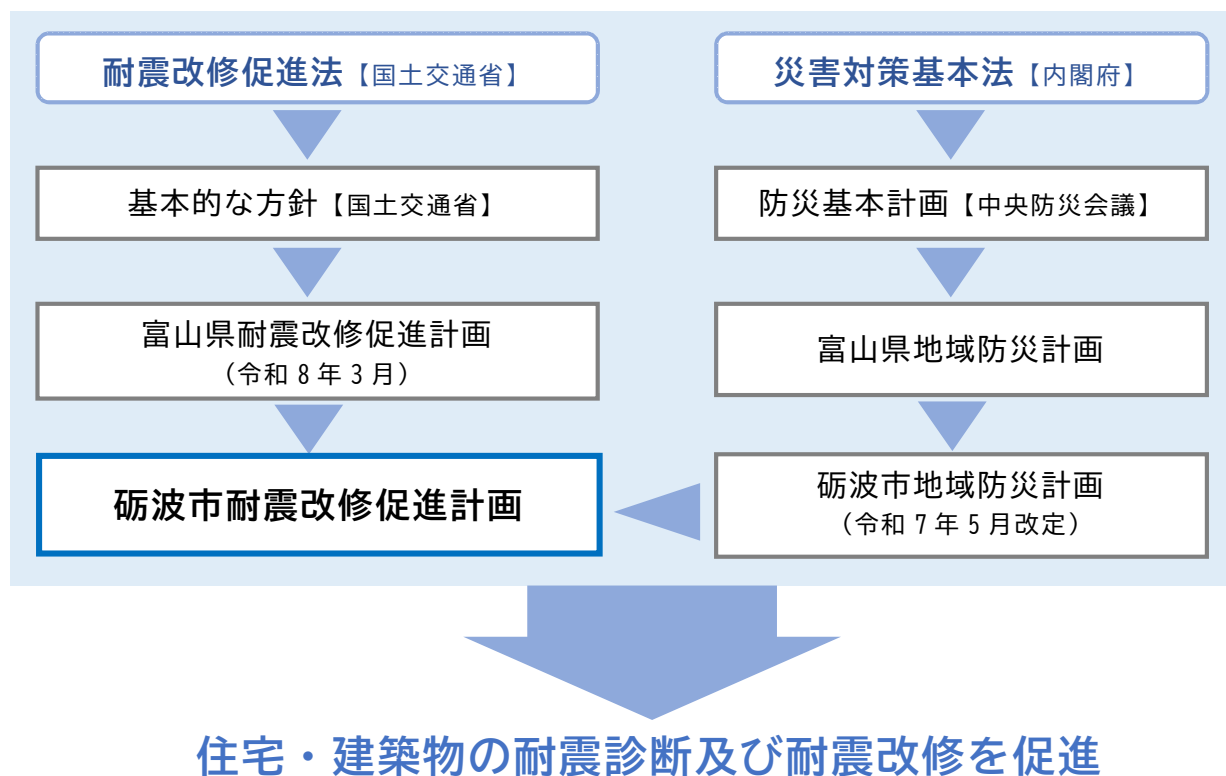
上記を踏まえ、当市における耐震化状況を考慮し、具体的な目標値を定めて耐震化の促進に取り組めます。

年度 (西暦)	国		富山県		
	住宅	要緊急安全 確認大規模 建築物	住宅	要緊急安全 確認大規模 建築物	多数の者が利用 する建築物
R5	約90%	約93%	84%		
R6					
R7				72%	92%
R12 (2030年)	目標：95%	おおむね解消			
R17 (2035年)	おおむね解消		目標：95%	目標：89%	目標：96%

2 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」）第 6 条第 1 項及び国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき策定します。

また、「富山県耐震改修促進計画」（以下「県計画」）及び「砺波市地域防災計画」との整合を図ります。



3 計画期間

本計画は、令和8年度から令和17年度(2035年度)までとし、令和17年度(2035年度)の目標を設定します。社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直し等の計画改定を行います。

4 計画策定の背景

(1) 計画改定の経緯

令和7年に耐震改修促進法が改正されたことを背景に富山県では、住宅及び建築物の令和17年度(2035年度)の耐震化率の目標や耐震改修促進施策等を定めた「富山県耐震改修促進計画」が令和8年3月に改定されました。

また、平成30年11月に改定した「砺波市耐震改修促進計画」が令和7年度末に終期を迎えたこと等から、砺波市における耐震化率の現状を踏まえ、計画を改定します。

(2) 耐震改修促進法の改正

耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」の一部を改正する告示が、令和7年7月17日に公布・施行されました。改正の概要は以下のとおりです。

①建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項（第一5、9関係）

- ・地方公共団体及び関係団体は、昭和56年の耐震基準導入以降で平成12年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施に努めるよう促すこと。
- ・地方公共団体は、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修、段階的な耐震改修の実施等に関する取組を行うことも考えられること。
- ・地方公共団体は、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努めること。

②建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項（第二2関係）

- ・住宅については令和17年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

③建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項（第四関係）

- ・地方公共団体による、耐震改修の有効性の啓発及び普及や、要安全確認計画記載建築物のうち緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（避難路沿道耐震化状況マップ）の作成及び活用の普及を図ること。

④都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項（第五関係）

- ・国が耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物それぞれについて目標を定めることとしたことを踏まえ、都道府県及び市町村において、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物それぞれについて、地域の実情に応じて目標を定めるべきであること。

5 想定される地震の規模・被害の状況

（１）県内の活断層と地震

今後、砺波市で起こり得る大規模な地震を予測し被害を想定することは、地震災害対策を推進する上で前提となるものです。

また、地震による被害を想定することで、予防・応急・復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進する上で役立つほか、防災関係機関や市民の地震に対する意識高揚にも大きな効果をもたらすことが期待できます。

なお、地震による被害は、地形・地質・地盤等の自然条件や都市化・工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要があります。

（２）活断層について

①県内の活断層

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）がみられる地質現象をいい、地質時代という第四紀（約１８０万年前から現在の間）において繰返し活動します。また、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。

活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、１８９１年の濃尾地震（根尾谷断層）、１９９５年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られ

るように、今日では地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が実施されています。

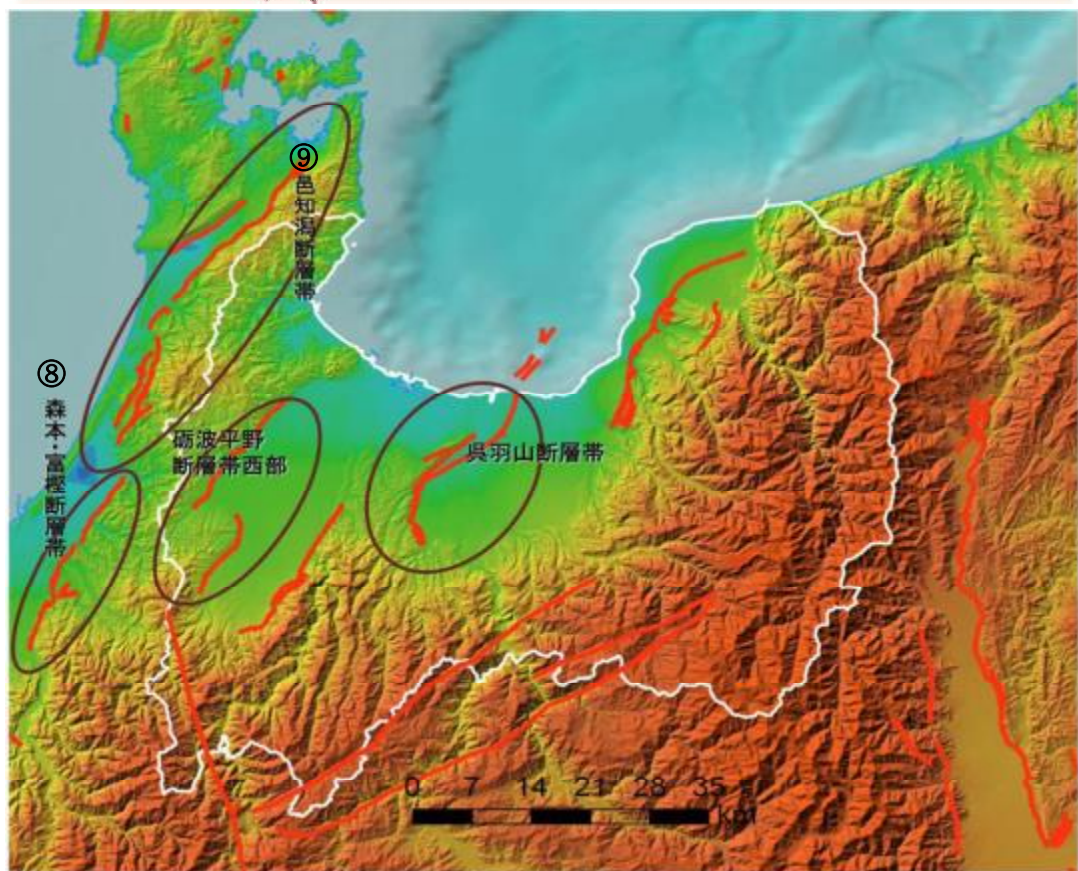
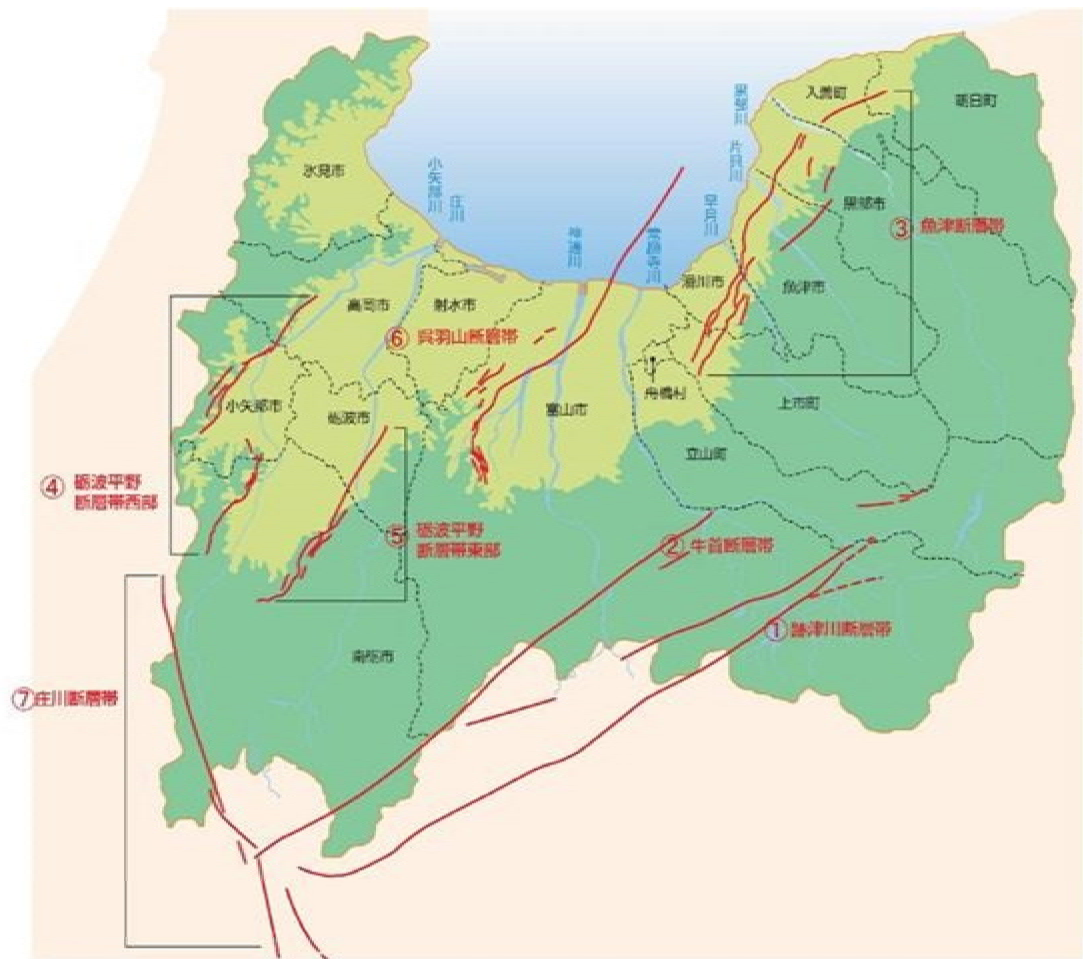
全国の主要活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会が、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所・規模・発生確率）を評価し、随時公表しています。現在公表されている県内の主要活断層（①～⑦）、及び、本県に影響を及ぼすことが想定されている活断層（⑧～⑫）については、次のとおりです。

また、富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査中間報告（令和8年1月）では、県内すべての市町村において、最大震度が7となる地点があることを公表しています。

- ①跡津川断層帯
- ②牛首断層帯
- ③魚津断層帯
- ④砺波平野断層帯西部
- ⑤砺波平野断層帯東部
- ⑥呉羽山断層帯
- ⑦庄川断層帯
- ⑧森本・富樫断層帯
- ⑨邑知瀧断層帯
- ⑩糸魚川－静岡構造線断層帯
- ⑪南海トラフ
- ⑫日本海側の海域活断層

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第2 地形、地質、地盤の特性 3 活断層



富山県の断層帯略図

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版） 巻末図、沿革

①市内の活断層

砺波市内には、地震調査研究推進本部地震調査委員会から公表されている砺波平野断層帯（西部・東部）や市内に大きな被害をもたらすと予想される呉羽山断層帯等があり、同委員会がまとめたそれら断層帯の評価によると、今後30年の間に地震が発生する可能性は、わが国の主な活断層の中では高いグループに属しています。

●砺波市に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部）

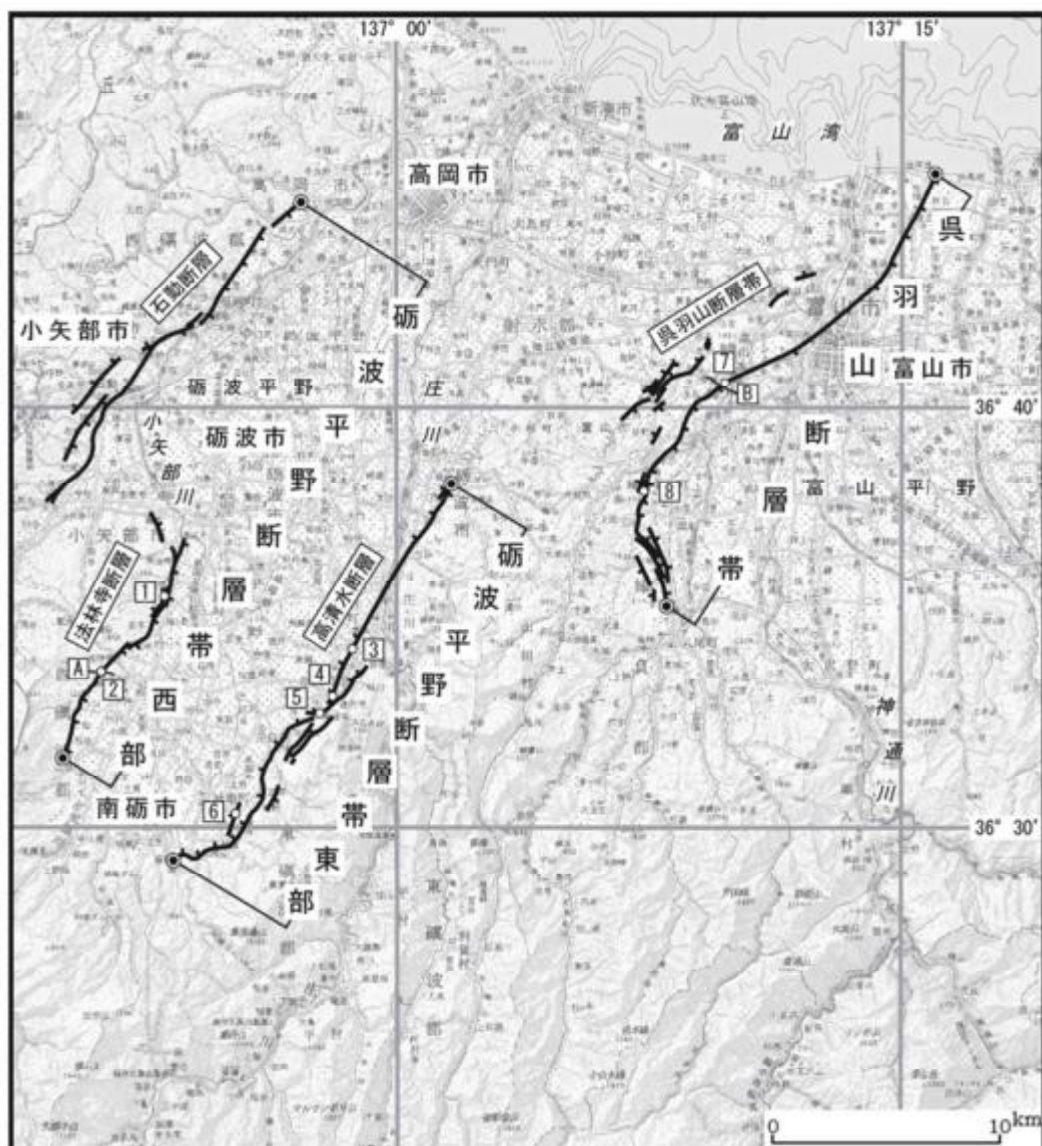
長期地震評価の内容

活断層名	主な活断層における相対的評価	地震規模	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動期
1 砺波平野断層帯西部（石動、法林寺断層）	A	M7.2	ほぼ0%～2% 若しくはそれ以上	約6000年～12000年 若しくはそれ以下	約6900年前～1世紀
2 砺波平野断層帯東部（高清水断層）	S	M7.0	0.04～6%	3000年～7000年程度	約4300年前～3600年前
3 呉羽山断層帯	S	M7.2	ほぼ0%～5%	3000年～5000年程度	約3500年前～7世紀
4 森本・富樫断層帯	S	M7.2	2%～8%	1700年～2200年程度	約2000年前～4世紀
5 邑知潟断層帯	A	M7.6	2%	約1200年～1900年程度	約3200年前～9世紀

※主な活断層における相対的評価：Aランク＝地震発生確率がやや高いグループ

Sランク＝地震発生確率が高いグループ

※1～3は、平成20年、4は平成25年、5は平成17年に公表されている。



砺波平野断層帯・奥羽山断層帯の活断層位置図
「令和7年砺波市地域防災計画 地震災害編」より



森本・富樫断層帯の活断層位置図
「令和7年 砺波市地域防災計画 地震災害編」より



邑知瀧断層帯の活断層位置図
 「令和7年 砺波市地域防災計画 地震災害編」より

(3) 過去の地震

富山県に關係する歴史地震は、表1「富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」のとおりです。中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は、富山県内に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されています。

また、1923年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計842回（2024年12月末現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は23回ありました。（表2「震度4以上を記録した地震一覧」参照）

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめませんが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が発見される等、全くなかったという確証はありません。

表 1：富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名又は被害の大きかった地域	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観 5)		7 以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正 13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木船城崩壊、 白川谷被害多し	(5～6)
1662(寛文 2)	(琵琶湖付近)	7.25～7.6	神社仏閣人家被害、 死傷者多し	(5)
1668(寛文 8)			伏木・放生津・小杉で 潰家あり	
1707(宝永 4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、 天水桶ことごとく転倒す	(5～6)
1858(安政 5)	飛越地震	7.0～7.1	大鳶・小鳶崩壊、洪水、 流出家屋多し	(5～6)
//	(大町付近)	5.7		

※上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧【増補改訂版】」(宇佐美龍夫、1996 年)において 1900 年以前で富山県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和 7 年 3 月修正版）
第 1 章総則 第 5 節 県内の活断層と地震 第 3 過去地震

（その他）

2024 年 1 月 1 日発生 令和 6 年能登半島地震 マグニチュード 7.6 県内最大震度 5 強

表 2：震度 4 以上を記録した地震一覧

発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和 8)	石川県 能登地方	6.0	傷者 2、氷見で土砂崩れ、 亀裂	伏木 4
1944(昭和 19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山 4
1948(昭和 23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山 4
1952(昭和 27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、 女良 4
1993(平成 5)	石川県 能登地方	6.6	非住家、水路、 ため池に被害	富山、伏木 4
2000(平成 12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部 4
2007(平成 19)	能登半島沖	6.9	重傷 1、軽傷 12 非住家一部損壊 5	富山、氷見、滑川、 小矢部、射水、 舟橋 5 弱 高岡、魚津、黒部、 砺波、南砺、上市、 立山、入善、朝日 4
2007(平成 19)	新潟県 上中越沖	6.8	軽傷 1	氷見、舟橋 4
2013(平成 25)	石川県 加賀地方	4.2	被害無し	小矢部 4
2020(令和 2)	石川県 能登地方	5.5	軽傷 2	富山、氷見、舟橋 4
2023(令和 5) 5 月 5 日 (14 時 42 分)	能登半島沖	6.5	軽傷 1	高岡、氷見、舟橋 4
2023(令和 5) 5 月 5 日 (21 時 58 分)	能登半島沖	5.9	軽傷 1	舟橋 4

2024(令和 6) 1 月 1 日 (16 時 10 分)	石川県 能登地方	7.6	死者 3(災害関連死 3)、 重傷 13、軽傷 41 全壊 259、半壊 807、一部損 壊 21,606	富山市、高岡市、氷 見市、小矢部市、南 砺市、射水市、舟橋 5 強
2024(令和 6) 1 月 1 日 (16 時 12 分)	能登半島沖	5.7		富山市 4
2024(令和 6) 1 月 1 日 (16 時 18 分)	能登半島沖	4.0		氷見市、舟橋 4
2024(令和 6) 1 月 1 日 (16 時 18 分)	石川県能登地 方	6.1		富山市、射水市、舟 橋、立山 4
2024(令和 6) 1 月 1 日 (18 時 08 分)	能登半島沖	5.8		氷見市 4
2024(令和 6) 1 月 6 日	石川県能登地 方	5.4		氷見市 4
2024(令和 6) 11 月 26 日	石川県西方沖	6.6	軽傷 1	富山市、高岡市、氷 見市、小矢部市、射 水市 4

※「理科年表」（国立天文台、平成 13 年）、「富山県気象災異史」（富山地方気象台、富山県、昭和 45 年）及び「気象庁震度データベース検索」等による。

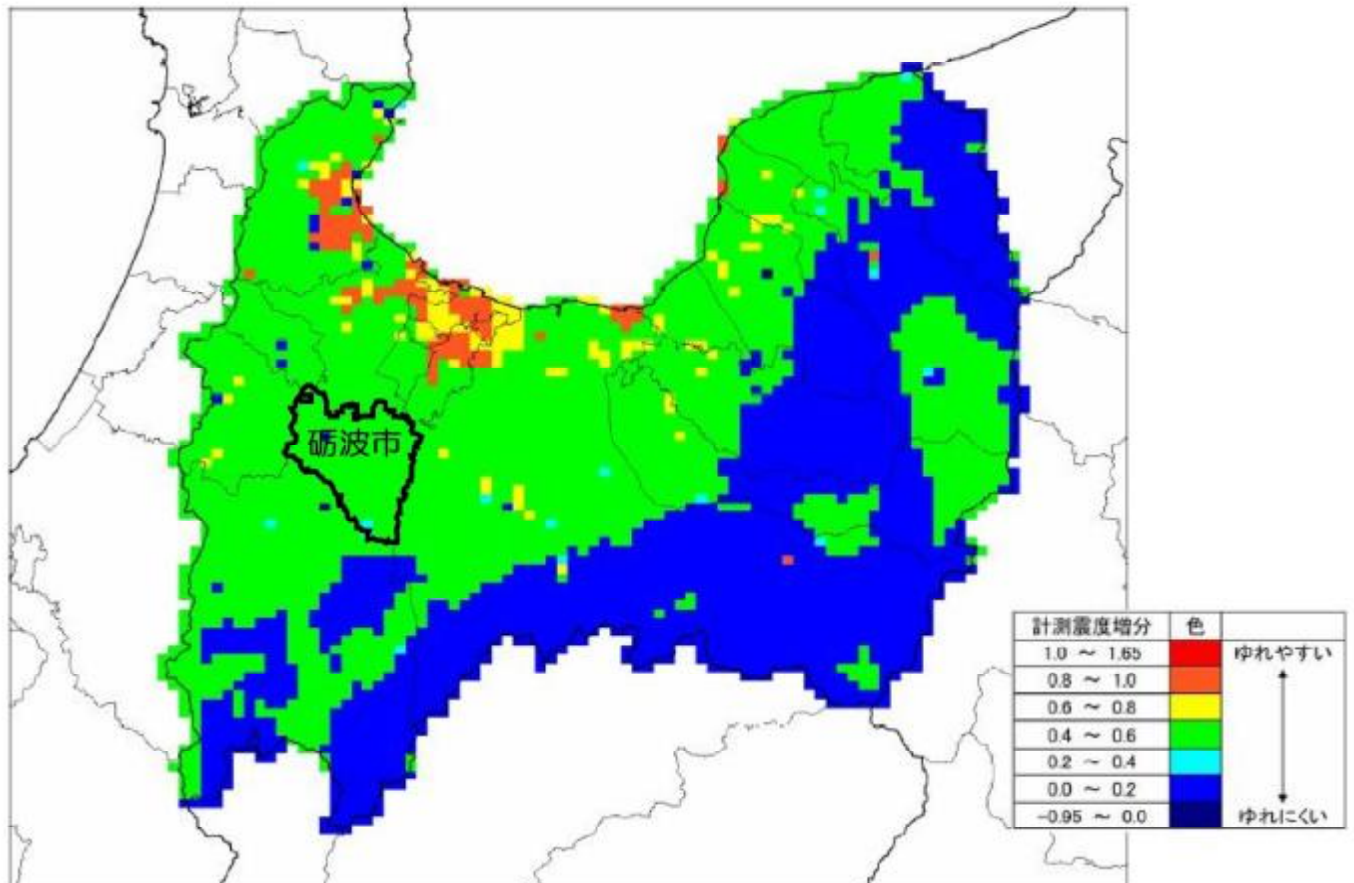
出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和 7 年 3 月修正版）

第 1 章総則 第 5 節 県内の活断層と地震 第 3 過去の地震

(4) 被害想定

①表層地盤のゆれ

内閣府が公表している「表層地盤のゆれやすさマップ※」では、富山県内の地盤状況は下図のとおりとなっています。



表層地盤のゆれやすさマップ

出典：内閣府

※表層地盤のゆれやすさマップ：マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなり、この現象を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

②被害想定

地震には、海溝型地震と内陸型地震がありますが、過去の記録から、本県に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層を始めとする大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられます。

地震の被害想定は、富山県内でこのような直下型地震が起きた場合において、本県における諸般の自然条件及び社会条件を反映させたうえで、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するための基礎資料とするものです。

被害の想定は下表のとおりですが、これは一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震被害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要があります。

表3：跡津川断層地震、法林寺断層地震

項 目			現 況	跡津川断層地震	法林寺断層地震	
物的被害	建 物	木造建物	259,350 棟	40,641 棟(9.57%)	28,554 棟(7.26%)	
			659,535 棟	103,451 棟(9.58%)	72,706 棟(7.27%)	
		鉄骨造	49,739 棟	3,741 棟(7.02%)	3,476 棟(6.64%)	
			117,703 棟	8,923 棟(7.05%)	8,269 棟(6.66%)	
		鉄筋コンクリート造	8,611 棟	402 棟(4.17%)	339 棟(3.59%)	
			20,492 棟	1,019 棟(4.37%)	813 棟(3.58%)	
		落下物	138,195 棟	6,977 棟(5.05%)	7,038 棟(5.09%)	
		ブロック・石	90,794 件	5,692 件(6.27%)	9,451 件(10.41%)	
			230,847 件	14,975 件(6.49%)	24,330 件(10.54%)	
	災 火	延焼	259,350 棟	1,491 棟(0.57%)	2,012 棟(0.78%)	
			659,535 棟	3,794 棟(0.58%)	5,118 棟(0.78%)	
	施設	ライフライン	上水道	7,016 km	3,483 箇所(0.5 箇所/km)	1,122 箇所(0.16 箇所/km)
			下水道	(県)	81 km	2 地点
		(市町村)		2,790 km	910 箇所(0.33 箇所/km)	259 箇所(0.09 箇所/km)
		ガス	191 km	0 箇所(0 箇所/km)	0 箇所(0 箇所/km)	
		電気(電柱)	147,449 基	1,383 基(0.94%)	1,225 基(0.83%)	
	送 通 輸	道路	12,175 km	774 箇所(0.06 箇所/km)	680 箇所(0.06 箇所/km)	
		鉄道	290 km	352 箇所(1.21 箇所/km)	266 箇所(0.92 箇所/km)	
		橋梁	168 橋	0 橋	0 橋	
人的被害	死者	1,120,161 人	865 人(0.08%)	1,246 人(0.11%)		
	負傷者		15,872 人(1.42%)	19,800 人(1.77%)		
	罹災者		58,224 人(5.2%)	61,884 人(5.52%)		

物的被害の建物、火災の上段は、住宅での被害を示す。

※出典：「富山県地域防災計画」

※()内は被害率を示す。被害率＝(全壊棟数＋1/2 半壊棟数)／総建物数

出典：富山県地域防災計画(地震・津波災害編)(令和7年3月修正版)

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第4 被害想定 (3) 被害の概要

表4： 呉羽山断層帯地震

項 目			被 害 予 測 数		
建 物 的 被 害	建 物 分 類		住 宅	非住宅	合 計
	現 況 (棟)		513,139	270,602	783,741
	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	65,576	19,816	85,392
		半 壊 (棟)	174,045	89,437	263,482
		被害率 (%)	29.7	23.8	27.7
	地盤の液状化	全 壊 (棟)	4,795	92	4,887
		半 壊 (棟)	9,120	721	9,841
		被害率 (%)	1.8	0.17	1.3
	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	145	0	145
		半 壊 (棟)	429	0	429
		被害率 (%)	0.07	0.0	0.05
	合 計	全 壊 (棟)	70,516	19,908	90,424
		半 壊 (棟)	183,594	90,158	273,752
		被害率 (%)	31.57	23.97	29.05
	火災・延焼	出 火 (棟)	54	47	101
		延 焼 (棟)	2,729	881	3,610
		合 計 (棟)	2,783	928	3,711
	建物屋外付帯物の落下 (棟)		28,285	9,105	37,390
	ブロック塀等倒壊	現況 (件)	170,020		
		倒壊 (件)	29,726		
	自動販売機の転倒	現況 (件)	82,158		
		転倒 (件)	3,057		

人 的 被 害	死 傷 者	現況人口 (人)		1,089,434		
		被害項目		死者数	負傷者数	合 計
		建物の倒壊 (人)		4,036	19,956	23,992
		急傾斜地崩壊 (人)		8	10	18
		火災・延焼 (人)		213	512	725
		各種の塀倒壊 (人)		17	424	441
		自動販売機の転倒 (人)		0	3	3
		建物屋外付帯物の落下 (人)		0	53	53
		合 計 (人)		4,274	20,958	25,232

※出典：「富山県地域防災計画」

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第4 被害想定 （3）被害の概要

表5： 砺波平野断層帯西部

項 目				被 害 予 測 数		
物 的 被 害	建 物 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況 (棟)		497,454	301,324	798,778
		地盤の揺れ	全 壊 (棟)	8,150	4,584	12,734
			半 壊 (棟)	26,232	14,343	40,575
			被害率 (%)	6.9%	6.3%	6.7%
		地盤の液状化	全 壊 (棟)	1,043	528	1,571
			半 壊 (棟)	1,516	736	2,252
			被害率 (%)	0.5%	0.4%	0.5%
		急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	4	3	7
			半 壊 (棟)	8	7	15
			被害率 (%)	0.002%	0.003%	0.003%
		合 計	全 壊 (棟)	9,197	5,115	14,312
			半 壊 (棟)	27,756	15,086	42,842
			被害率 (%)	7.4%	6.7%	7.2%
		火災・延焼	焼 失 (棟)	57	45	102
		建物屋外付帯物の落下 (棟)		1,673	1,294	2,967
		ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674		
			倒 壊 (件)	359		
		自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610		
			転 倒 (件)	0		
人 的 被 害	死 傷 者	現況人口 (人)		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊 (人)		431	5,794	6,225
		急傾斜地崩壊 (人)		0	0	0
		火災・延焼 (人)		0	1	1
		各種の塀倒壊 (人)		0	0	0
		自動販売機の転倒 (人)		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下 (人)		0	0	0
		合 計 (人)		431	5,795	6,226

※出典：「富山県地域防災計画」

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第4 被害想定 (3) 被害の概要

表6： 森本・富樫断層帯

項 目				被 害 予 測 数		
物的被害	建 物 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況（棟）		497,454	301,324	798,778
		地盤の揺れ	全 壊（棟）	1,717	1,461	3,178
			半 壊（棟）	12,153	8,491	20,644
			被害率（%）	2.8%	3.3%	3.0%
		地盤の液状化	全 壊（棟）	214	152	366
			半 壊（棟）	304	205	509
			被害率（%）	0.1%	0.1%	0.1%
		急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	0	1	1
			半 壊（棟）	1	2	3
			被害率（%）	0.0002%	0.001%	0.001%
		合 計	全 壊（棟）	1,931	1,614	3,545
			半 壊（棟）	12,458	8,698	21,156
			被害率（%）	2.9%	3.4%	3.1%
		火災・延焼	焼 失（棟）	0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（棟）		122	142	264
		ブロック塀等倒壊	現 況（件）	104,674		
倒 壊（件）	0					
自動販売機の転倒	現 況（件）	42,610				
	転 倒（件）	0				

人的被害	死 傷 者	現況人口（人）		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		65	2,104	2,169
		急傾斜地崩壊（人）		0	0	0
		火災・延焼（人）		0	0	0
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合 計（人）		65	2,104	2,169

※出典：「富山県地域防災計画」

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第4 被害想定 (3) 被害の概要

表 7： 邑知瀉断層帯（ケース 1）

項 目				被 害 予 測 数		
物的被害	建物被害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況（棟）		497,454	301,324	798,778
		地盤の揺れ	全 壊（棟）	49,244	21,690	70,934
			半 壊（棟）	50,240	22,582	72,822
			被害率（%）	20.0%	14.7%	18.0%
		地盤の液状化	全 壊（棟）	2,042	945	2,987
			半 壊（棟）	4,123	1,670	5,793
			被害率（%）	1.2%	0.9%	1.1%
		急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	34	16	50
			半 壊（棟）	77	40	117
			被害率（%）	0.02%	0.02%	0.02%
		合 計	全 壊（棟）	51,320	22,651	73,971
			半 壊（棟）	54,440	24,292	78,732
			被害率（%）	21.3%	15.6%	19.1%
		火災・延焼	焼 失（棟）	501	281	782
		建物屋外付帯物の落下（棟）		23,175	13,706	36,881
	ブロック塀等倒壊	現 況（件）	104,674			
		倒 壊（件）	5,619			
	自動販売機の転倒	現 況（件）	42,610			
		転 倒（件）	0			
人的被害	死 傷 者	現況人口（人）		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		2,993	17,947	20,940
		急傾斜地崩壊（人）		4	5	9
		火災・延焼（人）		19	22	41
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合 計（人）		3,016	17,974	20,990

※出典：「富山県地域防災計画」

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和 7 年 3 月修正版）

第 1 章総則 第 5 節 県内の活断層と地震 第 4 被害想定 （3）被害の概要

表8： 邑知瀾断層帯（ケース2）

項 目				被 害 予 測 数		
物 的 被 害	建 物 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況（棟）		497,454	301,324	798,778
		地盤の揺れ	全 壊（棟）	50,559	22,527	73,086
			半 壊（棟）	51,335	23,366	74,701
			被害率（%）	20.5%	15.2%	18.5%
		地盤の液状化	全 壊（棟）	2,169	1,066	3,235
			半 壊（棟）	4,326	1,828	6,154
			被害率（%）	1.3%	1.0%	1.2%
		急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	36	18	54
			半 壊（棟）	84	43	127
			被害率（%）	0.02%	0.02%	0.02%
		合 計	全 壊（棟）	52,764	23,611	76,375
			半 壊（棟）	55,745	25,237	80,982
			被害率（%）	21.8%	16.2%	19.7%
		火災・延焼	焼 失（棟）	532	302	834
		建物屋外付帯物の落下（棟）		23,403	13,960	37,363
		ブロック塀等倒壊	現 況（件）	104,674		
			倒 壊（件）	5,438		
		自動販売機の転倒	現 況（件）	42,610		
			転 倒（件）	0		
人 的 被 害	死 傷 者	現況人口（人）		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		3,065	18,389	21,454
		急傾斜地崩壊（人）		4	5	9
		火災・延焼（人）		18	22	40
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合 計（人）		3,087	18,416	21,503

※出典：「富山県地域防災計画」

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第4 被害想定 （3）被害の概要

表9： 邑知瀉断層帯（ケース3）

項 目				被 害 予 測 数		
物 的 被 害	建 物 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況（棟）		497,454	301,324	798,778
		地盤の揺れ	全 壊（棟）	52,056	23,875	75,931
			半 壊（棟）	51,645	24,032	75,677
			被害率（％）	20.8%	15.9%	19.0%
		地盤の液状化	全 壊（棟）	2,278	1,132	3,410
			半 壊（棟）	4,523	1,932	6,455
			被害率（％）	1.4%	1.0%	1.2%
		急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	32	16	48
			半 壊（棟）	74	38	112
			被害率（％）	0.02%	0.02%	0.02%
		合 計	全 壊（棟）	54,366	25,023	79,389
			半 壊（棟）	56,242	26,002	82,244
			被害率（％）	22.2%	16.9%	20.2%
		火災・延焼	焼 失（棟）	536	310	846
	建物屋外付帯物の落下（棟）			23,501	14,477	37,978
	ブロック塀等倒壊	現 況（件）		104,674		
		倒 壊（件）		5,712		
	自動販売機の転倒	現 況（件）		42,610		
		転 倒（件）		0		
人 的 被 害	死 傷 者	現況人口（人）		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		3,156	18,640	21,796
		急傾斜地崩壊（人）		4	5	9
		火災・延焼（人）		18	23	41
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合 計（人）		3,178	18,668	21,846

※出典：「富山県地域防災計画」

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第4 被害想定 （3）被害の概要

表 10： 邑知瀉断層帯（ケース4）

項 目				被 害 予 測 数		
物的被害	建物被害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況（棟）		497,454	301,324	798,778
		地盤の揺れ	全 壊（棟）	58,359	27,164	85,523
			半 壊（棟）	49,917	24,198	74,115
			被害率（％）	21.8%	17.0%	20.0%
		地盤の液状化	全 壊（棟）	2,323	1,167	3,490
			半 壊（棟）	4,429	1,922	6,351
			被害率（％）	1.4%	1.0%	1.2%
		急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	35	18	53
			半 壊（棟）	80	44	124
			被害率（％）	0.02%	0.02%	0.02%
		合 計	全 壊（棟）	60,717	28,349	89,066
			半 壊（棟）	54,426	26,164	80,590
			被害率（％）	23.1%	18.1%	21.2%
		火災・延焼	焼 失（棟）	633	375	1,008
	建物屋外付帯物の落下（棟）		28,675	17,612	46,287	
	ブロック塀等倒壊	現 況（件）	104,674			
倒 壊（件）		6,534				
自動販売機の転倒	現 況（件）	42,610				
	転 倒（件）	0				
人的被害	死 傷 者	現況人口（人）		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		3,531	19,559	23,090
		急傾斜地崩壊（人）		4	5	9
		火災・延焼（人）		22	26	48
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合 計（人）		3,557	19,590	23,147

※出典：「富山県地域防災計画」

出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第1章総則 第5節 県内の活断層と地震 第4 被害想定 （3）被害の概要

富山県の地域防災計画における地震被害の想定については、本表3、4にある3つの地震について推定したところ、人的被害については、富山市中心部に近い呉羽山断層地震で最も大きな被害が出ると推測されます。なお、この被害は平成20年の耐震化率を基に推計されており、耐震化率を向上させることで、人的被害（死者）の軽減が見込めます。

<人的被害の軽減効果の予測>

	H20	住宅の耐震化率を向上した場合		
耐震化率	68%	80%	85%	90%
予測死者数	4,274 人	2,335 人 (▲1,939 人)	2,107 人 (▲2,167 人)	1,879 人 (▲2,395 人)

※出典：呉羽山断層帯被害想定調査(平成23年6月)
呉羽山断層帯被害想定調査の調査結果の概要について
3 調査結果の概要 (2)人的被害の軽減効果の予測

また、本県に影響を及ぼす可能性のある主要活断層のうち、発生確率が比較的高く、発生した場合に社会的影響が大きいなどとして地震調査研究推進本部が追加調査を行った「砺波平野断層帯西部」「森本・富樫断層帯」「邑知潟断層帯」について、県内の最新の建物の状況や、国の地震研究に関する最新の知見などを踏まえ、地震被害想定を実施するとともに、地震防災対策を推進した場合の人的被害の軽減効果を予測しました。

なお、この被害は平成25年の耐震化率を基に推計されており、耐震化率を向上させることで、人的被害（死者）は大幅に減少すると見込めます。

<人的被害の軽減効果の予測>

		現状 (H25)	住宅の耐震化率を向上した場合	
耐震化率		72%	85%	90%
予測死者数	砺波平野断層帯西部	431 人	234 人 (▲197 人)	158 人 (▲273 人)
	森本・富樫断層帯	65 人	34 人 (▲31 人)	23 人 (▲42 人)
	邑知潟断層帯 (ケース4)	3,557 人	2,215 人 (▲1,342 人)	1,701 人 (▲1,856 人)

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

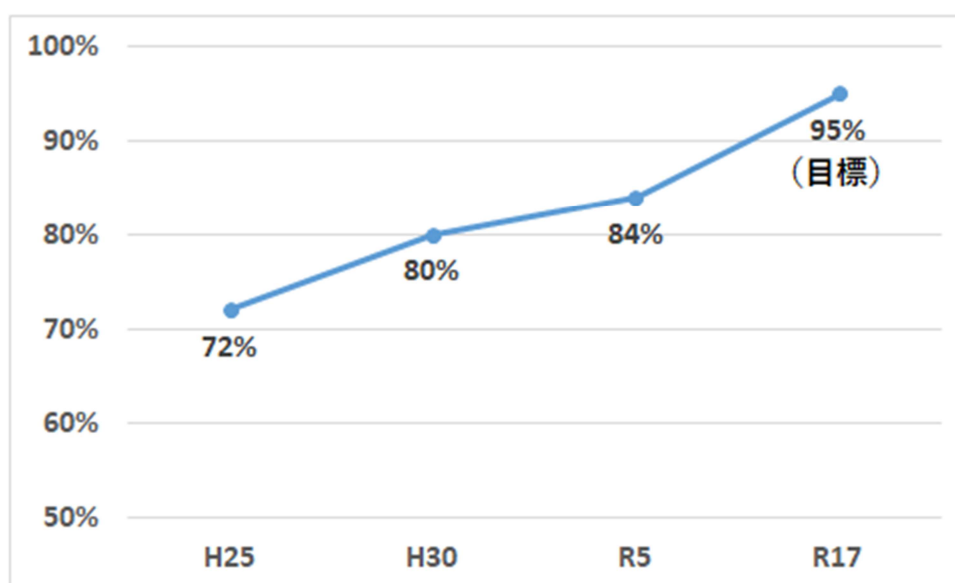
1 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

市内の令和5年度住宅総数は約16,360戸です。このうち、耐震性があると思われる住宅は約13,793戸、耐震化率は約84%です。

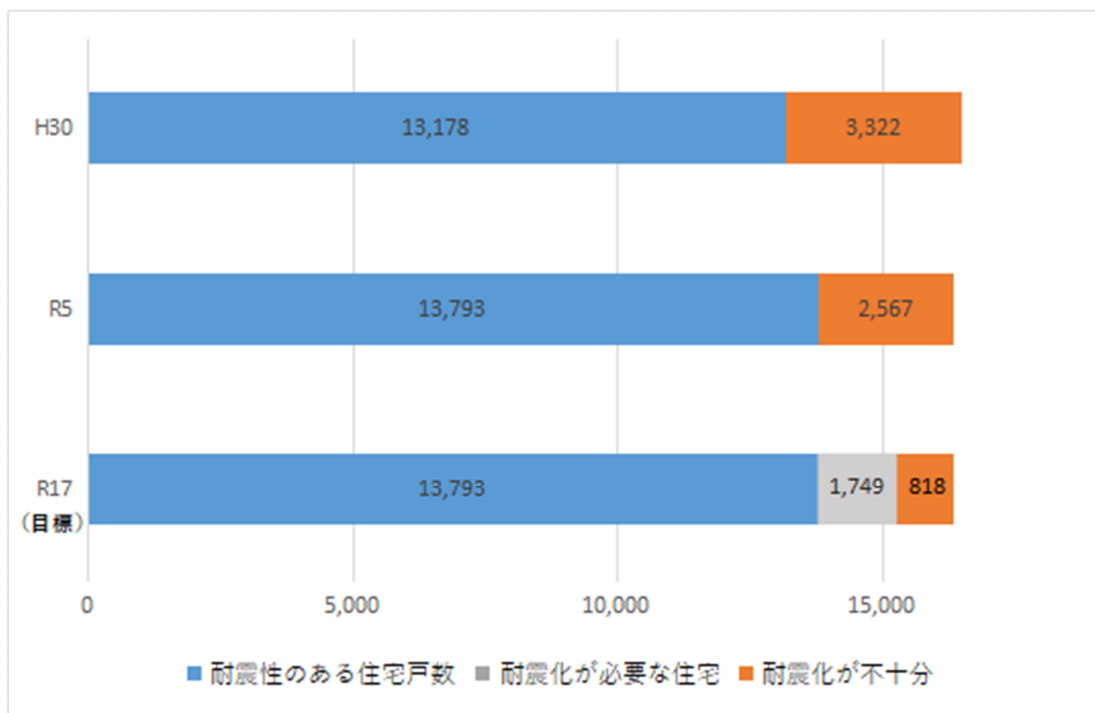
		H25	H30	R5
住宅総数		15,160 戸	16,500 戸	16,360 戸
	S56.5.31 以前建築のもの	5,477 戸	5,094 戸	4,350 戸
	耐震性が不十分	4,279 戸	3,322 戸	2,567 戸
	耐震性のある住宅	10,881 戸	13,178 戸	13,793 戸
	耐震化率	72%	80 %	84 %
内 訳	木造戸建住宅	12,110 戸	12,200 戸	11,690 戸
	S56.5.31 以前建築のもの	5,225 戸	4,668 戸	4,120 戸
	耐震性が不十分	4,218 戸	3,039 戸	2,467 戸
	耐震性のある住宅	7,892 戸	9,161 戸	9,223 戸
	耐震化率	65%	75 %	79 %
	共同住宅その他の住宅	3,050 戸	4,300 戸	4,670 戸
	S56.5.31 以前建築のもの	252 戸	426 戸	230 戸
	耐震性が不十分	61 戸	282 戸	100 戸
	耐震性のある住宅	2,989 戸	4,018 戸	4,570 戸
	耐震化率	98%	93 %	98 %

※住宅・土地統計調査を用い、国土交通省の推計方法に準じて算出。



(2) 耐震化の目標

令和5年度における市内の耐震性のある住宅戸数は13,793戸、耐震化率は約84%と推測され、砺波市では、現状の耐震化率及び県の目標値を考慮し、令和17年度(2035年度)末における耐震化率を95%以上にすることを目標とします。目標達成のためには、令和5年度～令和17年度(2035年度)末までで、1,749戸の耐震化が必要となります。



※人口減少しているため総戸数も減少すると考えることが一般的だが、砺波市においては、着工数が増加しているためR17総戸数は現状のままとする。

砺波市	H30	R5	R17(2035年) 目標
耐震化率	80%	84%	95%

富山県	H30	R5	R17(2035年) 目標
耐震化率	80%	84%	95%

2 建築物の耐震化の現状と目標

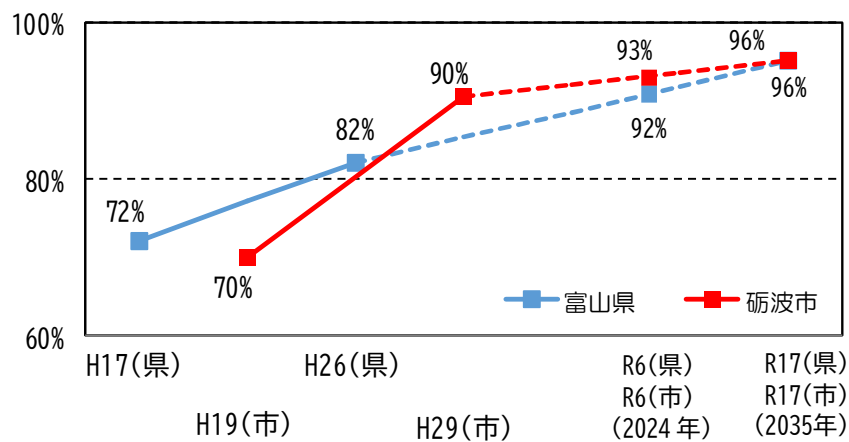
(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状【推計】

多数の者が利用する建築物の総数は、公有と民間のものを合わせ市内に161棟あり、このうち耐震性のあると思われる棟数(B+C)は150棟で耐震化率は約93%となっており、平成29年度市の約90%と比較すると、3ポイント上回っています。

単位：棟

種 別	所有 区分	全数 A	S57 以降の 建築物 B	S56 以前の 建築物		耐震化率 (推計) E=(B+C)/A	
				耐震性有り (推計) C	耐震性 不十分 D		
1 被災時に拠点となる施設 及び救護施設 庁舎、警察署、消防署、病院、診療所等	公有	11	6	4	1	91%	94%
	民間	5	5	0	0	100%	
2 住民の避難所等として使用 される施設及び要配慮者利用施設 幼稚園、小中学校、高等学校、体育施設、 社会福祉施設等	公有	51	29	22	0	100%	100%
	民間	6	6	0	0	100%	
3 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅等	公有	10	10	0	0	100%	92%
	民間	42	36	2	4	90%	
4 多くの者が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗等	公有	1	0	0	1	0%	78%
	民間	8	7	0	1	88%	
5 その他の特定建築物 事務所、工場、車庫等	公有	0	0	0	0	—	85%
	民間	27	21	2	4	85%	
合 計		161	120	30	11	93%	

(令和7年3月31日現在)



(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

国の基本方針では、今後発生が予想される大規模地震による死者数を半減するという目標達成のために、多数の者が利用する建築物の耐震化率をおおむね解消することを目標としており、富山県も耐震化率を96%以上にすることを目標に掲げています。

砺波市においても、耐震化率96%以上を目標として耐震改修の促進に取り組めます。また、公共施設においては、災害時の防災拠点となる施設、収容避難場所となる施設、被災者の受け入れ先となる施設が多いことから、耐震化率の向上を特に重視します。

単位：棟

種 別	所有 区分	全数 A	S57 以降の 建築物 B	S56 以前の 建築物		耐震化率 (推計) E=(B+C)/A	
				耐震性有り (推計) C	耐震性 不十分 D		
1 被災時に拠点となる施設 及び救護施設 庁舎、警察署、消防署、病院、診療所等	公有	11	7	4	0	100%	100%
	民間	5	5	0	0	100%	
2 住民の避難所等として使用 される施設及び要配慮者利用施設 幼稚園、小中学校、高等学校、体育施設、 社会福祉施設等	公有	51	29	22	0	100%	100%
	民間	6	6	0	0	100%	
3 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅等	公有	10	10	0	0	100%	94%
	民間	42	36	3	3	93%	
4 多くの者が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗等	公有	1	0	1	0	100%	100%
	民間	9	9	0	0	100%	
5 その他の特定建築物 事務所、工場、車庫等	公有	0	0	0	0	—	90%
	民間	30	24	3	3	93%	
合 計		166	126	34	6	96%	

民間建築物の算出方法

- ・ 1 被災時に拠点となる施設及び救護施設については、全数が大きく増減することはないと考えられます。耐震化については、公益施設が多いため計画的に進めて行くものとし、目標設定します。昭和56年以前の建築物の滅失については9.9%(過去のトレンド：国土交通省耐震化目標資料より)とします。
- ・ 2 住民の避難所等として使用される施設及び要配慮者利用施設については、学校等の統廃合を考慮し、全数を5.5%減とし算定します。なお、減少する5.5%については昭和56年以前の建築物として算定し、滅失するものとし、耐震化については、公立施設の割合が多いことから計画的に進めるものとし、目標設定します。
- ・ 3 比較的滞在時間の長い施設の全数については、現状のままとし、昭和56年以前の建築物の滅失については、9.9%とし算定します。
- ・ 4 多くの者が集まる集客施設及び5. その他の特定建築物については、国土交通省の算定根拠に準じ、全数の増加を12.1%とし、昭和56年以前の建築物の滅失については9.9%として、目標設定します。

砺波市	H29	R6	R17(2035 年) 目標
耐震化率	90%	93%	96%

富山県	R1	R6	R17(2035 年) 目標
耐震化率	90%	92%	96%

(3) 優先的に耐震化すべき市有建築物（庁舎・学校・病院・公営住宅）及び指定避難所の耐震化の現状【推計】

市有建築物のうち、災害時に庁舎は災害対策本部や被害情報収集、病院は医療救護活動、学校・保育所等は指定避難所として使用される等、多くの市有建築物が被災時の応急対策活動の拠点として活用されます。

市有建築物の耐震化を進めることは平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の利用者の安全確保や被災後の応急対策活動の拠点としての機能確保の観点からも、耐震化を速やかに進める必要があり、今後の目標としては、耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することとします。

優先的に耐震化すべき公有建築物の耐震化状況

単位：棟

種 別	全数 A	S57 以降の 建築物 B	S56 以前の建築物		耐震化率 (推計) E=(B+C)/A
			耐震性 あり C	耐震性 不十分 D	
1 庁舎・病院等	11	6	4	1	91%
2 学校 各小中学校	45	23	22	0	100%
3 幼稚園・保育所	3	3	0	0	100%
4 公営住宅	10	10	0	0	100%
合 計	69	42	26	1	99%

※未診断建築物については「耐震性不十分」としてカウントする。（令和7年3月31日現在）
※多数の者が利用する建築物と重複あり。

避難所の状況

単位：棟

	全数	地震時避難可能場所
指定避難所	80	71
その他避難所（自治体管理）	161	111

（砺波市地域防災計画資料編）

第3章 住宅・建築物の耐震化等の促進を図るための施策

1 耐震化等の取組み基本方針

これまで多数の者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていましたが、平成25年の耐震改修促進法の改正により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられました。

このことから、既存建築物の耐震化を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、市民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

住宅・建築物の所有者等が耐震診断、耐震改修、危険ブロック塀等の撤去等及び住宅瓦屋根耐風改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。

(1) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。

特に、要緊急安全確認大規模建築物等の所有者等は、義務付けされた耐震診断の結果に基づき、必要に応じて耐震化に努めることが求められています。

(2) 砺波市の役割

県の耐震改修促進計画に基づき、市は住民に最も近い基礎自治体として、以下のとおり地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めます。

- ①市耐震改修促進計画の改定
- ②耐震化支援策の実施
- ③相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ③建築関係団体・自治会等の地域との連携・調整
- ④耐震化緊急促進アクションプログラムの作成

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者を確保するための技術支援に努めるとともに、行政と連携した情報提供や啓発等を図り、耐震化の促進に努めるものとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

住宅・建築物の所有者等を対象とし、耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取組むとともに、住宅の耐震化、危険ブロック塀等の撤去等及び住宅瓦屋根耐風改修に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

●耐震診断・耐震改修に対する支援制度

事業名	対象			内容				補助	
	住宅	非住宅	ブロック塀等	診断	改修	新築 増改築	撤去 設置	国庫	その他
木造住宅耐震診断支援事業	○			○				○	
木造住宅耐震改修支援事業	○				○			○	
危険ブロック塀等撤去支援事業			○				○	○	
住宅瓦屋根耐風改修支援事業	○				○			○	
住みよい家づくり資金融資制度	○				○				○
住宅・建築物安全ストック形成事業		○		○	○			○	
砺波市地区公民館分館等建設補助金		○		○	○	○		○	○

(1) 住宅の耐震化支援

①木造住宅耐震診断支援事業

県では、平成15年度から耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、富山県から委託を受けた（一社）富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を行うとともに、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援しています。

●木造住宅耐震診断支援事業の制度概要

対象建築物	申込者負担		補助率
・ 木造一戸建てで、階数が2以下のもの ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工して建てられたもの ・ 在来軸組み工法であるもの	延べ面積 280 m ² 以下	図面有 2,000 円 図面無 4,000 円	県 約 9 割
	延べ面積 280 m ² 超	図面有 3,000 円 図面無 6,000 円	
○問合せ先：（一社）富山県建築士事務所協会			

②木造住宅耐震改修支援事業

平成17年度から耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市が連携して補助金を交付し、耐震化を支援しています。なお、1住宅あたりの延べ面積が全国1位（平成30年住宅・土地統計調査）である状況等をふまえ、建物の倒壊から人命を守る可能性を高めることを目的とし、部分的な改修への支援を平成26年度から、段階的に行う改修への支援を令和元年度から行っています。

●木造住宅耐震改修支援事業の制度概要

対象工事	補助金額	補助率
以下のいずれかに該当する工事 Ⅰ 建物全体(1階+2階)をIw値1.0以上に改修 （メニューⅣ実施後についても対象） Ⅱ 1階の主要居室(寝室・居間等)だけをIw値1.5以上に改修 Ⅲ 1階(全体)だけをIw値1.0以上に改修 Ⅳ 耐震診断の結果、Iw値が0.7未満の建物をIw値0.7以上1.0未満とする改修	限度額 120万円 （1家屋への限度額）	耐震改修工事に要した経費の4/5
○問合せ先：砺波市都市整備課景観・建築係		

③木造住宅耐震改修補強計画策定

令和7年度から耐震化を促進するため②の事業（耐震改修）を同年度内に着工することを条件に、事業実施のための耐震補強計画の策定に対する支援をしています。

●木造住宅耐震改修補強計画の制度概要

対象工事	補助金額	補助率
耐震補強計画の策定	限度額 20万円 （1家屋への限度額）	耐震補強計画に要した経費の2/3
○問合せ先：砺波市都市整備課景観・建築係		

④危険ブロック塀等撤去支援事業

令和５年度から危険ブロック塀等の撤去等を希望する所有者に対し、通行人の安全を確保するため県と市が連携して補助金を交付し、支援をしています。

●危険ブロック塀等撤去・建替支援事業の制度概要

対象工事	補助金額	補助率
撤去	限度額 1 2 万円	撤去及び設置工事に要した経費の 2 / 3
設置	限度額 6 万円	
○問合せ先：砺波市都市整備課景観・建築係		

⑤住宅瓦屋根耐風改修支援事業

令和６年度から強風や地震等により瓦屋根の脱落・飛散による被害を未然に防止し、居住者の安全を確保するため県と市が連携して補助金を交付し、支援をしています。

●住宅瓦屋根耐風改修支援事業の制度概要

対象工事	対象区域	補助金額	補助率
以下のいずれかに該当する工事 ・国の基準に適合した瓦屋根等（金属屋根を含む）に改修 ・原則、住宅の瓦屋根を全面改修	市内全域	限度額 ５５２千円 （１家屋への限度額）	耐風改修工事に要した経費の２３％
○問合せ先：砺波市都市整備課景観・建築係			

⑥住みよい家づくり資金融資制度（県融資制度）

耐震化リフォームの利率優遇や、三世代同居向け融資利率等を実質無利子化します。

融資額	融資利率	償還期間
５００万円以内	１．６～１．９％（固定金利）	１５年以内
○問合せ先：富山県土木部建築住宅課 ○手続き先：（一財）富山県建築住宅センター		

⑦木造住宅耐震化支援事業の推進

耐震診断実施後の耐震改修をより推進するため、県や建築関係団体と連携し、診断実施者への個別フォローアップの充実を図ります。また、耐震改修を実施するにあたり、阻害要因となっている項目やニーズに対するアンケート調査等を実施し、住宅の耐震化のために必要な施策に取り組めます。

⑧住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

戸別訪問等による住宅所有者への直接的な耐震化の周知・普及活動や耐震診断支援を行った住宅に対しての改修促進、改修事業者等の技術向上を図る取組み等、住宅の耐震化を総合的に支援します。

（２）建築物の耐震化支援

①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援

耐震診断が義務付けされた民間の大規模建築物の所有者等に対し、県と市が連携し耐震診断・耐震改修工事費に対して補助金を交付し、耐震化を支援します。

●住宅・建築物安全ストック形成事業

（要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援）概要

対象事業	対象建物	補助率
耐震診断	要緊急安全確認大規模建築物	【5/6】 国 1/2 (※) 県・市町村 1/3
耐震改修 又は除却	災害時の活用等の協定を市町村と締結する不特定多数が利用する要緊急安全確認大規模建築物	【44.8%】 国 1/3 (※) 県・市町村 11.5%
○問合せ先：砺波市都市整備課景観・建築係 又は富山県土木部建築住宅課		

（※）耐震対策緊急促進事業補助金を含む

②多数の者が利用する建築物等の耐震化支援

多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、県の助言指導のもと、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用します。

●国の住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修事業）概要

対象事業	対象建物	補助率
耐震診断 補強設計	災害時に重要な機能を果たす建築物又は避難所等	【2/3】 国 1/3 地方公共団体 1/3
	地方公共団体が耐震診断を実施する建築物	国 1/3 地方公共団体 2/3
耐震改修	災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震改修、天井の脱落対策（除却を含む）、エレベーターの防災対策改修、エスカレーターの脱落対策	【23%】 国 11.5% 地方公共団体 11.5%
	地方公共団体が実施する避難所の耐震改修	国 1/3 地方公共団体 2/3
	民間事業者等が実施する避難所の耐震改修	耐震改修工事費の 1/3 又は地方公共団体が補助する額の 1/2 のいずれか低い額
○問合せ先：砺波市都市整備課景観・建築係 又は富山県土木部建築住宅課		

③砺波地区公民館分館等の耐震化、新築工事費支援

地域での社会教育活動を推進するため、公民館の耐震診断・耐震改修工事費・新築工事費に対して補助金を交付し、耐震化を支援します。

●砺波市地区公民館分館等建設補助金概要

対象事業	申請条件	補助額
新築・建替え	工事着工前であること	費用の 10%以内 (上限 150 万円)
増改築・一部改修	・工事着工前であること ・現在の建築物が建築されて 10 年以上経過していること ・工事費の総額が 100 万円以上であること	費用の 10%以内 (上限 100 万円)
耐震診断	・昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築され、耐震補強工事が未実施であること ・令和 6 年 1 月 1 日以降に耐震診断に着手、または完了していること	費用の 2/3 以内 (上限 5 万円)
耐震補強計画作成		費用の 2/3 以内 (上限 15 万円)
耐震補強工事	工事着工前であること	費用の 2/3 以内 (上限 100 万円)
○問合せ先：砺波市生涯学習・スポーツ課 生涯学習係		

(3) 国による住宅・建築物に係る税制・融資制度

①住宅ローン減税等

住宅の取得又は既存住宅の耐震改修をした場合、住宅借入金等を有する場合に所得税額等から控除等を受けることができます。

※ 条件、対象限度額等は財務省、国税庁等のホームページ参照

②住宅金融支援機構による融資制度

対象	商品名	概要
個人向け	リフォーム融資 (耐震改修工事)	・耐震改修工事または耐震補強工事を行うために必要な資金に対する融資 ・満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例(※)」の利用が可能 ※毎月の支払を利息のみとし、元金は申込者が全員亡くなられた際に、相続人の方からの一括返済か、担保物件(住宅および土地)の売却等により返済
個人向け	リ・バース60	・住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する満60歳以上の方向けの住宅ローン ・毎月の支払は利息のみで、元金は申込者が全員亡くなられた際に、相続人の方からの一括返済か、担保物件(住宅および土地)の売却により返済 ・「住宅の建設・購入」、「住宅のリフォーム」等の資金使途で利用可能 ・【リ・バース60】耐震改修利子補給制度 地方公共団体の耐震改修補助金を利用して、耐震改修工事を含むリフォームを行う場合に、無利息または低利息での利用が可能となる制度
マンション管理組合・区分所有者向け	マンション共用部分リフォーム融資	・共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事などの工事費用が対象となる融資

※ 令和7年12月時点

※ 制度の詳細、金利等は住宅金融支援機構のホームページ参照

3 大地震に備えた住宅・建築物に関する事前対策の推進

(1) 地震時の総合的な安全対策

住宅・建築物の耐震化に加え、地震時における総合的な安全性の確保が重要な課題となっていることから、市は県と連携し、人的被害発生のおそれのあるものの調査や所有者等への指導、適切な施工技術及び補強方法等の助言を行い、地震による二次的被害を未然に防止するよう努めます。

①家具の転倒防止対策等

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具の転倒防止対策が行われていない場合、家具の転倒による怪我及び下敷きによって命を落したり、収容物の散乱により避難経路が遮断され逃げ遅れることが予測されるため、避難・救援活動に支障が生じたりすることが考えられます。平成8年2月に気象庁が発表した震度階級関連解説表では、震度5強でタンス等の重い家具が倒れることがあると予測されています。

近年、震度4～5の地震が頻発していることから、誰でもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止について広報等を活用し周知を図ります。家具を固定することも怪我を防ぐとともに命を守る大事な取り組みです。

▼家具転倒防止対策

タンス・棚類	L型金物、つっぱり棒で固定する。
テレビ・パソコン	できるだけ低い位置に置き、滑り止めやバンド等で固定をし、上には何も置かないようにする。
窓・ガラス面	窓ガラスだけでなく、戸棚、額縁等のガラス面にも飛散防止フィルムを貼っておく。
照明器具	できるだけ天井面に直接取付けるものを選ぶ。吊り下げ型はゆれ・落下防止のためにチェーンや金具で数箇所留めておく。
冷蔵庫	専用のバンドや針金で、壁面に固定する。



(写真：震災後の部屋の状況)

②ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀の倒壊は、人的被害や避難や救援活動に支障をきたすことが予想されます。本市では建築基準法の遵守についての助言及び周知を図ります。

③エレベーターの閉じ込め防止対策

平成17年7月の千葉県北西部地震（最大震度5強）では、首都圏でエレベーターが緊急停止し、人が閉じ込められる事故が多数発生したことから、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等の周知を図るとともに、地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策が定期的に行われるよう助言及び周知を図ります。

④窓ガラス、外壁、屋外看板等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、看板等、建築物の外装材の損壊・落下による被害も懸念されます。

このため、地震発生時に建築物からの落下物による通行人への危害を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発及び指導を図ります。

特に、建築物の敷地に余裕がない繁華街や通学路等の建築物について落下防止対策の実施状況を把握するとともに、未対策建築物について、その所有者等に安全性を確保するよう改善指導を行います。

⑤天井等の落下防止対策

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場等の大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

また、令和6年能登半島地震では、天井の全面的な脱落被害は確認されませんでしたでしたが天井板の損傷や落下、鋼製下地材の外れ等の被害が確認されたところです。

そこで、既存建築物について定期報告制度等を活用した情報把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう指導します。

⑥感震ブレーカー等の設置による震災時の火災対策

過去の大震災における火災の原因の多くが電気に関係するものとされており、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーはその有効な対策とされているため、設置の重要性を周知し対策を促進します。

(2) 被災建築物応急危険度判定等の体制の整備

「富山県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、地震により被災した建築物の応急危険度判定を円滑に実施するため、判定士等の育成、判定に関する計画の作成及び判定資機材の備蓄等、あらかじめ震災前に市が準備すべき基本事項について検討し、体制の整備に取り組めます。

震前に整備すべき事項

「富山県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」震前マニュアルより

- ◆ 地震による被災建築物等の予測
- ◆ 被害状況の情報収集方法の確立
- ◆ 判定士の養成・登録・名簿作成
- ◆ 判定コーディネーターの養成・登録・名簿作成
- ◆ 震前支援計画及び震前判定計画等の作成
- ◆ 判定訓練等の実施
- ◆ 判定士等の災害補償
- ◆ 判定士等への情報連絡システムの確立
- ◆ 判定資機材の備蓄
- ◆ 調査区域の作成
- ◆ 判定制度の周知
- ◆ 県及び建築関係団体の協議
- ◆ その他の整備体制

(3) 倒壊等により周囲に危害を及ぼすおそれのある空き家への対策

少子高齢化の進行に伴い、今後、大規模な地震が発生した際に、倒壊等により、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがある空き家の増加が懸念されます。その除却等を適切に進めるため、県と連携し「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「砺波市空き家等対策計画」を推進し、特定空き家等(※)への措置等に取り組めます。

また、空き家が放置されないよう、県や不動産等の関係団体と定期的な情報交換や関係団体が実施する県民向けセミナー等の普及啓発への支援を行う等、より一層の連携・協力を図り、官民が一体となった総合的な空き家対策に取り組めます。

(※)特定空き家等：「空き家等対策の推進に関する特別措置法」による、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあると認められる空き家等

(4) がけ地近接等危険住宅移転事業の実施

地震時におけるがけ地付近に位置する住宅は、住宅そのものの倒壊等だけでなく、がけ地の崩壊等による被害が想定されるため、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を推進することにより、地震に伴う崖崩れ等による住宅の災害防止に努めます。

4 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等

(1) 要緊急安全確認大規模建築物(※)について

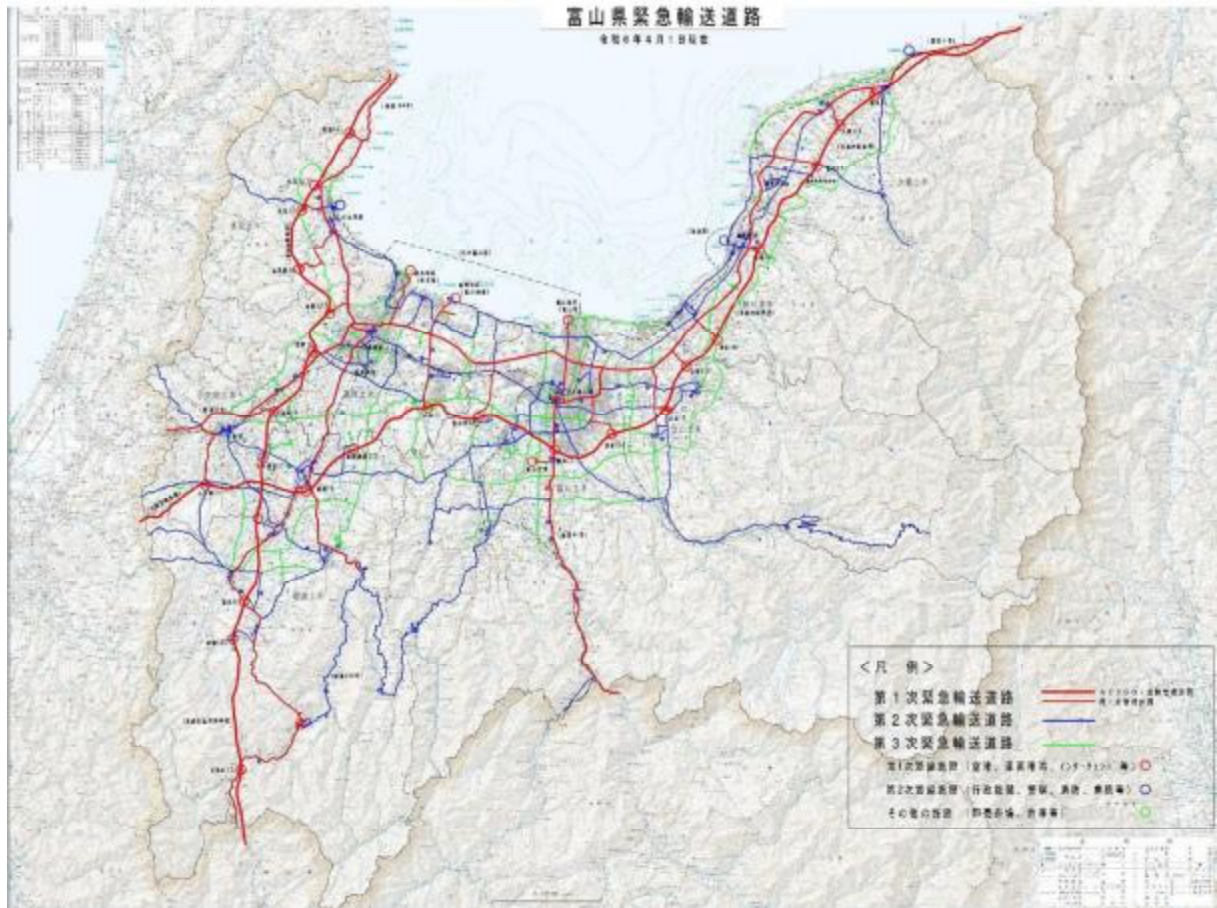
これらの建築物については、耐震診断が義務付けされています。耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合は、早急に耐震改修や建替えができるよう、関係機関等と連携して必要な環境整備を進めます。

(2) 避難路沿道建築物について

地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行できる緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには、倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の耐震化を図ることが重要になります。

(※)「要緊急安全確認大規模建築物」：①病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物のうち大規模なもの
②学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
③一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

緊急輸送道路 県内全域（概略図）



出典：富山県地域防災計画（地震・津波災害編）（令和7年3月修正版）

第2章 地震・津波災害予防対策 第9 緊急輸送ネットワークの整備

2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部）

緊急輸送道路	路線数	道路延長（km）
第1次緊急輸送道路（Ⅰ）	59	489.1
第2次緊急輸送道路（Ⅱ）	126 (109)	561.2
第3次緊急輸送道路（Ⅲ）	111 (82)	366.6
合 計	250	1,416.9

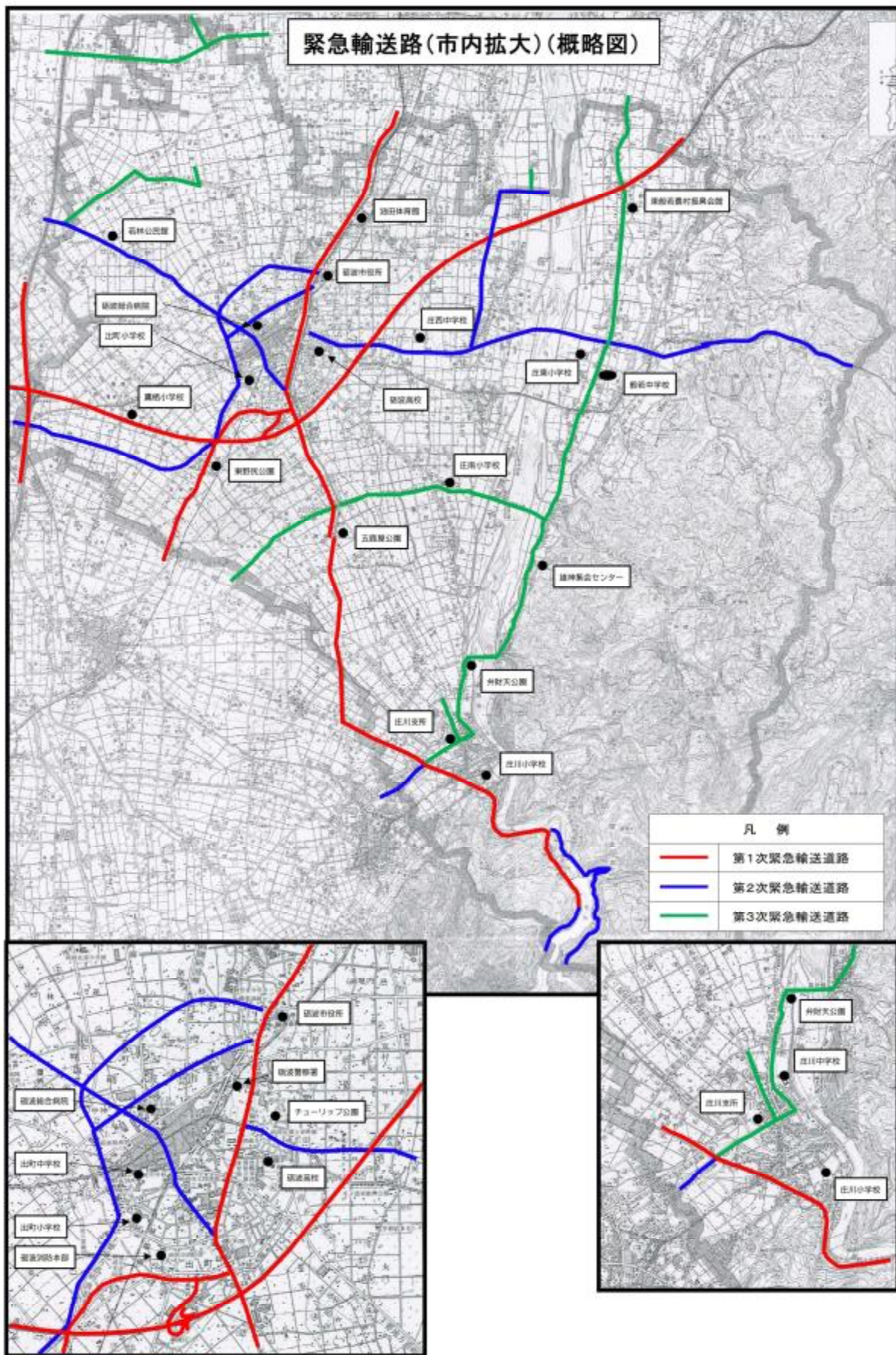
（令和6年4月1日現在）

※路線数の括弧書きは、上位の次数ですすでに計上自他路線を除いた数

※国道156号については直轄国道で路線数を計上

- (Ⅰ) 県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路
- (Ⅱ) 第1次緊急輸送道路とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路
- (Ⅲ) 上位路線を相互に補完する幹線道路

緊急輸送道路 市内拡大（概略図）



(4) 各種認定制度等による耐震化の促進

「耐震改修計画の認定」や、新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、以下のとおりの特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し制度活用の普及促進を図ります。



国指定認定マーク

●認定制度の特例措置等の概要

認定	特例措置メリット等
耐震改修計画の認定 (法第 17 条)	耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建ぺい率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁(※)がやむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限は適用されません。
建築物の地震に対する安全性の認定 (法第 22 条)	建築物の所有者が所管行政庁(※)に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、上記のようなマークを建築物等に表示することができます。
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 (法第 25 条)	「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有権建築物(マンション等)は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件を区分所有者及び議決権の各 1/2 超に緩和(区分所有法の特例で、特例がない場合は 3/4 以上)

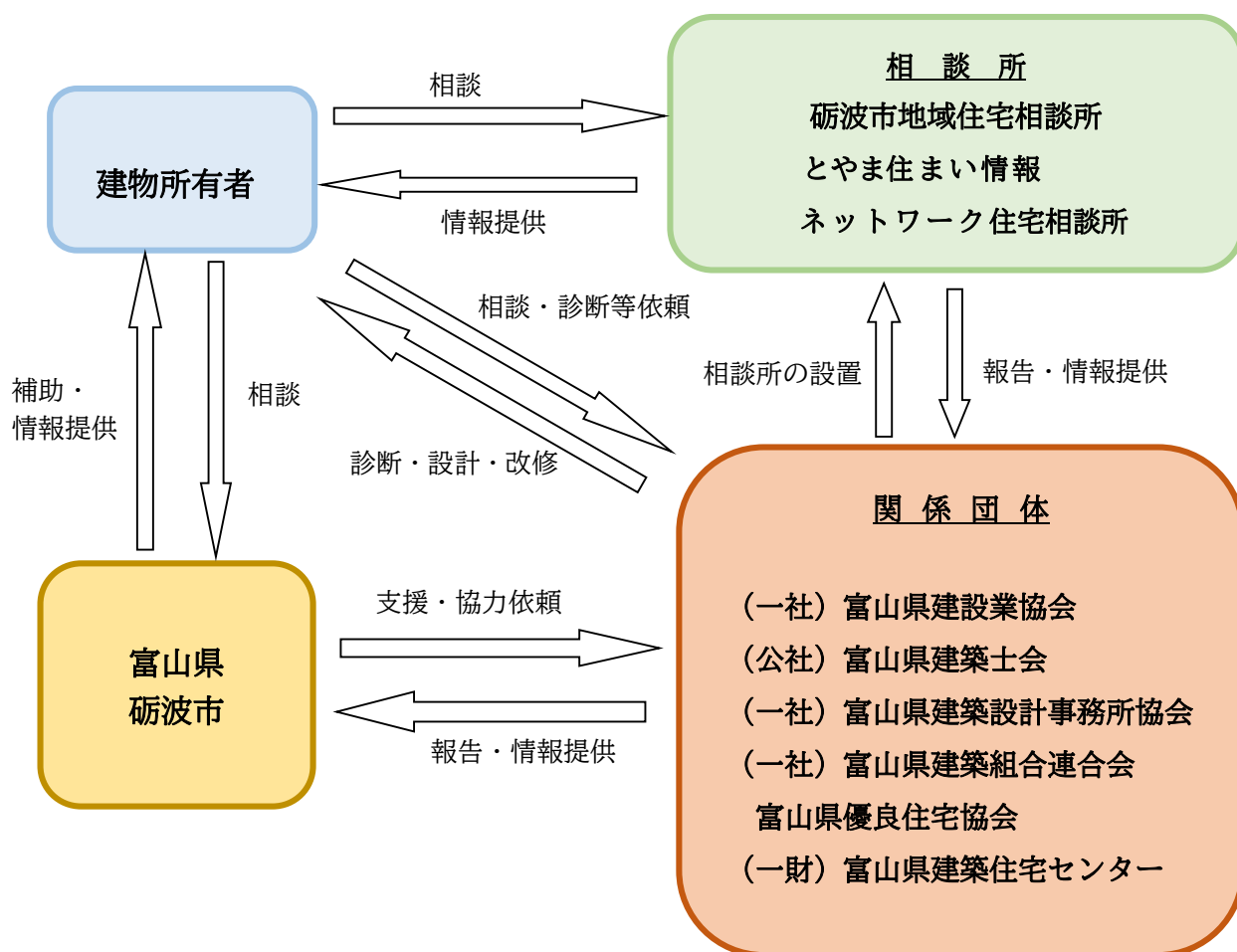
(※) 所管行政庁とは、耐震改修促進法第 2 条第 3 項の「所管行政庁」をいう。(県、富山市、高岡市)

第4章 啓発及び知識の普及に関する事項

1 相談体制の充実

建築物の耐震化に対する相談窓口は砺波市建設水道部都市整備課に設置し、木造住宅の耐震診断や補強方法の概要等耐震化促進へ向けての普及・啓発に努めます。また、「砺波市地域住宅相談所」や「とやま住まい情報ネットワーク住宅相談所」と連携を図りながら情報提供していきます。

関係機関と連携した相談体制イメージ図



(3) リフォームに併せた耐震改修の誘導策

住宅のバリアフリー化や内装改修等のリフォームや増改築工事と一緒に耐震改修を行うことはとても合理的です。

砺波市地域住宅相談所や建築関係団体に対し、リフォームに関する相談時等を活用し、リフォームに併せた耐震改修を推進するように依頼していくとともに助成制度の周知に努めます。



出典：(財)日本建築防災協

(4) 自治会等との連携策・取組み支援策

地震による災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、市及び防災関係機関の防災対策のみでなく、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守り、自分たちの地域は自分たちで守る。」と認識し行動することが必要であると考えます。

現在砺波市では、地域における防災活動の中心となる地域住民による自主防災組織が21地区全ての地区において結成され、市は防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備を支援し、地域における防災行動力の向上に努めています。

加えて、地震災害時において倒壊等のおそれがある危険な建築物の把握や災害時の避難所等までの避難路沿いの危険箇所の点検、災害時要配慮者の情報把握、支援等の協力をお願いするとともに、地震災害を未然に防止する活動を連携して行うよう努めます。

また、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築され、現在耐震性がないとされる自治会・町内会が管理する公民館等に対しては、耐震診断、耐震補強計画作成、耐震補強工事、新築にかかる費用の一部を助成し、耐震化の向上に努めます。

(5) 富山県との連携

市は所管行政庁である富山県と連絡を密にし、住宅・建築物の耐震化の目標に向けて取組むよう努めます。そのために、耐震化へ向けた国や県及び市の施策等を市民へ周知し、適切な助言を行います。

また、富山県及び市町村の建築行政担当者（耐震担当者）で構成する「富山県耐震改修支援事業担当者連絡会議」などで情報提供を行い、耐震化の促進に努めます。